

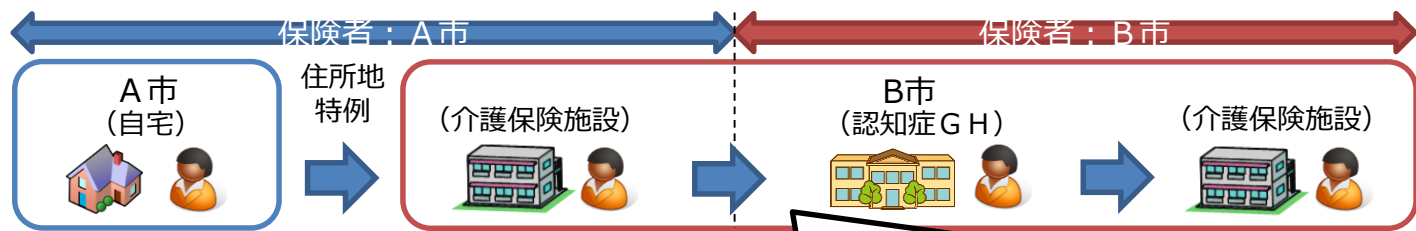
住所地特例と地域密着型サービスの関係

① A市からB市の介護保険施設へと移動した場合（通常の住所地特例）



B市の介護保険施設に住民票を移した場合（2以上の施設に順次移した場合も含む。）であっても、住所地特例によって、A市が引き続き保険者となる。

② A市からB市の介護保険施設、認知症GH、介護保険施設と順次移動した場合（本提案に係る事例）



住所地特例の対象外である事業所等に住民票を移した場合、特例の適用から外れ、その後は原則どおり住民票のあるB市が保険者となる。

介護保険施設は住所地特例の対象であるため、A市が保険者となるが、認知症GH、地域密着型特定施設、地域密着型特養といった地域密着型サービスは住所地特例の対象外であるため、B市が保険者となる。

③ A市からB市の介護保険施設、A市の認知症GHと順次移動した場合



②のケースでA市からB市の介護保険施設に住所地特例で入所し、退所後、住み慣れた元の市町村であるA市の認知症GHを利用。（住民票はA市の認知症GH等に移す。）

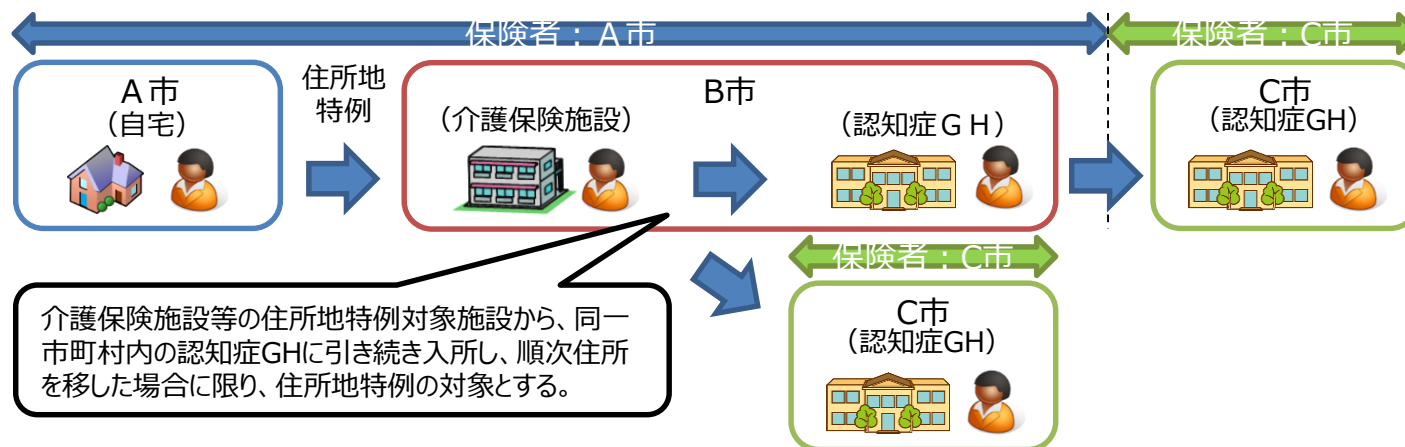
④ A市からB市の認知症GH、介護保険施設と順次移動した場合



A市からB市の認知症GHに住民票を移した場合、原則どおり住民票のあるB市が保険者となる。（B市内の親族宅等に一旦住民票を移し、地域密着型サービスを利用する場合も同様。）

住所地特例と地域密着型サービスの関係

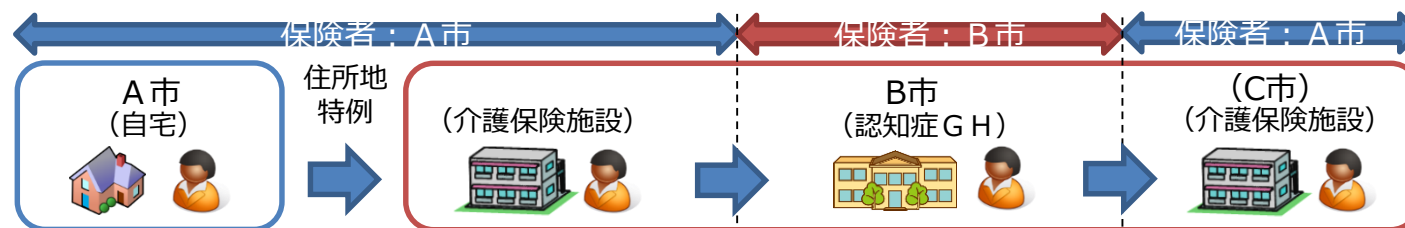
⑤ A市からB市の介護保険施設、認知症GH（又はC市の認知症GH）に順次移動した場合（本提案のとおり見直した場合）



- C市の認知症GHに移動した場合と整合性を図る必要がある。
- B市内の一般住宅に転居して認知症GH等を利用する場合（④のケース）等との整合性を図る必要がある。

住所地特例を抜本的に見直し、対象範囲の新たな線引きを検討する必要がある。

⑥ A市からB市の介護保険施設、認知症GH、介護保険施設と順次移動した場合（②で後半の対象施設に住所地特例を適用（復活）する場合）



- 保険者の在り方が不安定になる。
- A市は対象施設への入退所の状況を都度把握する必要がある等、事務手続が煩雑になる。

⑤' 区域外指定制度の活用を図った場合 ※介護保険法第78条の2 関係



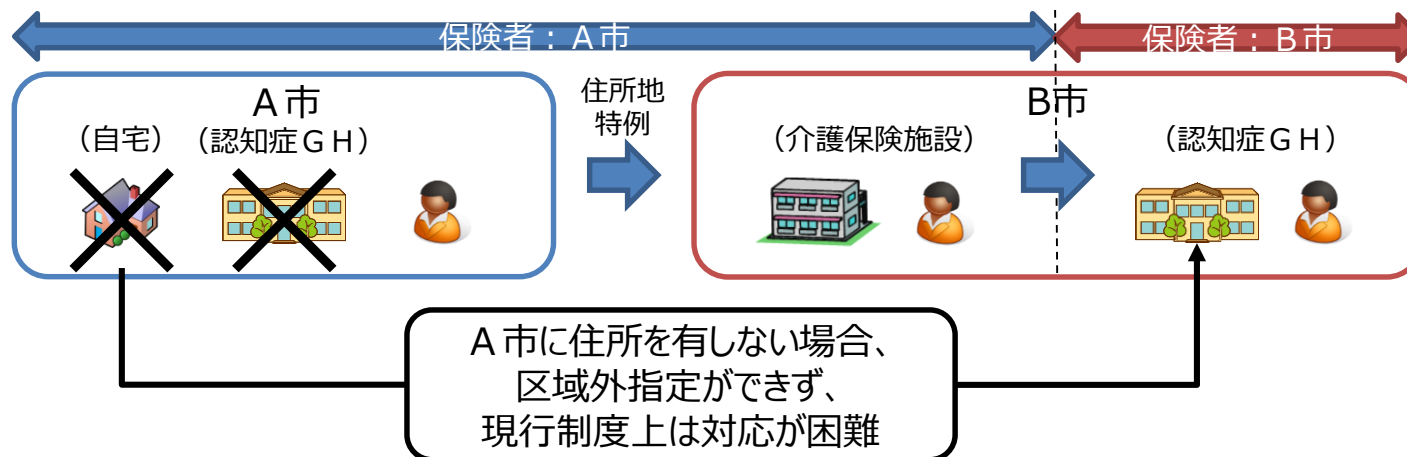
当事者であるA市とB市等の同意が得られるのであれば、基本的に区域外指定により対応が可能。

A市からB市の介護保険施設に入所（住所地特例）し、退所後、区域外指定でB市の認知症GHを利用。
 ※ B市の認知症GHからA市に指定申請が出ており、A市の区域外指定についてB市が同意している必要がある。
 ※ 事前の協議により、B市からの都度の同意を不要とする旨の同意を得ておくことも可能。

今後の検討の方向性

- 認知症GHを含む地域密着型サービスは、身近な市町村の単位でサービスの運営を行うことを基本とするという観点から、住所地特例の対象外と整理しているところ。
- 本提案のとおりに見直す場合、住所地特例と地域密着型サービスの趣旨を抜本的に見直す必要がある可能性がある。
- 本提案にある支障事例のような場合であっても、例えば、
 - ・ A市の認知症GHに空きがある場合、A市に自宅・親族宅等がない場合であっても、当該認知症GHに住民票を移すことで、A市が保険者となる
 - ・ 市町村間で協力して区域外指定制度の活用を図ることにより、引き続きA市が保険者となることで解決することが可能である。
- しかし、A市に自宅・親族宅がなく、認知症GHの空きもない場合は、現行制度上は対応が困難。
- そのため、このような現行制度上対応が困難な事例の実態や、市町村の給付費の負担に与える影響等を調査した上で、第7期計画期間中（平成30年度～平成32年度）に対応を検討し、必要な措置を講ずることとしてはどうか。

<現行制度上対応困難な事例>



■ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）

（定義）

第八条

1～13 （略）

14 この法律において「地域密着型サービス」とは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービスをいい、「特定地域密着型サービス」とは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスをいい、「地域密着型サービス事業」とは、地域密着型サービスを行う事業をいう。

15～29 （略）

（住所地特例対象施設に入所又は入居中の被保険者の特例）

第十三条 次に掲げる施設（以下「住所地特例対象施設」という。）に入所又は入居（以下「入所等」という。）をすることにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者（第三号に掲げる施設に入所することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者にあつては、老人福祉法第十一条第一項第一号の規定による入所措置がとられた者に限る。以下この項及び次項において「住所地特例対象被保険者」という。）であつて、当該住所地特例対象施設に入所等をした際他の市町村（当該住所地特例対象施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第九条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とする。ただし、二以上の住所地特例対象施設に継続して入所等をしている住所地特例対象被保険者であつて、現に入所等をしている住所地特例対象施設（以下この項及び次項において「現入所施設」という。）に入所等をする直前に入所等をしていた住所地特例対象施設（以下この項において「直前入所施設」という。）及び現入所施設のそれぞれに入所等をするにより直前入所施設及び現入所施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入所被保険者」という。）については、この限りでない。

- 一 介護保険施設
- 二 特定施設
- 三 老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム

2～3 （略）

■ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）

（地域密着型介護サービス費の支給）

第四十二条の二 市町村は、要介護被保険者が、当該市町村（住所地特例適用被保険者である要介護被保険者（以下「住所地特例適用要介護被保険者」という。）に係る特定地域密着型サービスにあつては、施設所在市町村を含む。）の長が指定する者（以下「指定地域密着型サービス事業者」という。）から当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定地域密着型サービスに要した費用（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、地域密着型介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型サービスを受けたときは、この限りでない。

2 地域密着型介護サービス費の額は、次の各号に掲げる地域密着型サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一～二 （略）

三 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
これらの地域密着型サービスの種類ごとに、要介護状態区分、当該地域密着型サービスの種類に係る指定地域密着型サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定地域密着型サービスに要する平均的な費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額

3 （略）

4 市町村は、第二項各号の規定にかかわらず、地域密着型サービスの種類その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した額を限度として、同項各号に定める地域密着型介護サービス費の額に代えて、当該市町村（施設所在市町村の長が第一項本文の指定をした指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービスを受けた住所地特例適用要介護被保険者に係る地域密着型介護サービス費（特定地域密着型サービスに係るものに限る。）の額にあつては、施設所在市町村）が定める額を、当該市町村における地域密着型介護サービス費の額とすることができる。

5～10 （略）

■ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）

（指定地域密着型サービス事業者の指定）

第七十八条の二 第四十二条の二第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあつては、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が二十九人以下であつて市町村の条例で定める数であるものの開設者）の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所（第七十八条の十三第一項及び第七十八条の十四第一項を除き、以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（特定地域密着型サービスに係る指定にあつては、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用要介護被保険者を含む。）に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。

2～3 （略）

4 市町村長は、第一項の申請があつた場合において、次の各号（病院又は診療所により行われる複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。第六項において同じ。）に係る指定の申請にあつては、第六号の二、第六号の三、第十号及び第十二号を除く。）のいずれかに該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定をしてはいけない。

一～三 （略）

四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であつて、その所在地の市町村長（以下この条において「所在地市町村長」という。）の同意を得ていないとき。

五～十二 （略）

5～8 （略）

9 第一項の申請を受けた市町村長（以下この条において「被申請市町村長」という。）と所在地市町村長との協議により、第四項第四号の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、同号の規定は適用しない。

10 前項の規定により第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、第一項の申請に係る事業所（所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。）について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定があつたものとみなす。

一 所在地市町村長が第四十二条の二第一項本文の指定をしたとき 当該指定がされた時

二 所在地市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定がされているとき 被申請市町村長が当該事業所に係る地域密着型サービス事業を行う者から第一項の申請を受けた時

11 （略）